

「桑名市こどもの権利条例」制定に向けて ～こどもの権利を守るため、ご意見をください～

現在、市議会教育福祉委員会では、こどもの権利条例の制定に向け、調査・研究を進めています。
将来の社会を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、また、みんなで「こどもの権利」を守っていくため、ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

こどもの権利条例とは

「こどもの権利条約」の中で保障されている「こどもの権利」を、より具体的に分かりやすく定め、それを保障するための大人の役割や市の取り組みなどを定めるものです。



こどもの権利条約とは

世界中のすべての子どもたちが持つ人権(権利)を定めたものです。

1989年に国連総会で採択され、現在は、196の国と地域がこの条約に加盟し、日本も批准しています。

この条約では、大きく分けて4つの権利が定められています。



生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利

こんなご意見を募集しています!

- 日ごろ、あなたが「幸せ」または「うれしい」と感じていることや困っていること
- 桑名市こどもの権利条例の制定に向けたご意見

ご意見はこちらから



<https://logoform.jp/form/XAEm/421508>

締切

2/29(木)



意見交換会を開催します!

皆さんの生のお声をお聞きするため、どなたでも参加できる意見交換会を4月に開催します。

日時、場所などの詳細は、改めてお知らせします。

ぜひ、ご参加ください。



問 議会事務局 (☎ 24-1305 FAX 24-1359)、子ども未来課 (☎ 24-1172 FAX 24-1393)

いざというときのために知っておこう 「成年後見制度」



成年後見制度とは？

認知症や精神障害、知的障害などで、契約行為や財産管理などに支援が必要な人が不利益を被ることがないように、家庭裁判所への申立によりご本人を保護し支援する人を選任する制度です。



判断能力はあるけれど
将来のことが心配…



任意後見制度

あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)となる人と公正証書により契約を結んでおく制度。



判断能力が不十分で自
分で決められない…



法定後見制度

家庭裁判所に審判の申し立てを行い、本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つから状態にあった支援を決定する制度。

1. 補助

判断能力が不十分な人の契約や財産管理の判断の手助けをします。

2. 保佐

判断能力が著しく不十分な人の重要な法律行為や財産管理の同意や取り消しを行います。

3. 後見

判断能力が常に欠けている人のすべての法律行為を本人に代わって行ったり、取り消したりします。

Q & A



Q. 後見人はどんな人になるの？

A. 家庭裁判所が本人にとって誰が最善なのかを判断し、選任します。親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人などです。

Q. 後見人の仕事は？

A. 預貯金出し入れや、不動産処分や遺産分割などの財産の管理、介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど日常生活にかかわる契約などの支援をします。

相談 窓口

- 市福祉後見サポートセンター
常盤町51番地
(市総合福祉会館内)
☎ 22-8218 FAX 23-5079

成年後見制度の相談窓口を市社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の利用に関する相談や、親族後見をしている人や関係機関などからの相談にも応じています。お気軽にご相談ください。

- お住まいの地域包括支援センター(主に65歳以上の人の総合相談窓口)

センター名	所在地	電話	担当エリア
東部地域包括支援センター	内堀82	☎ 24-8080	精義・立教・城東・修徳・大成
西部地域包括支援センター	西金井170	☎ 25-8660	桑部・在良・七和・久米
南部地域包括支援センター	江場776-5	☎ 25-1011	日進・益世・城南
北部西地域包括支援センター	多度町多度1-1-1	☎ 49-2031	筒尾・大山田・野田・松ノ木・藤が丘・
	大山田1-7-4	☎ 41-2114	新西方・星見ヶ丘・陽だまりの丘・多度
北部東地域包括支援センター	長島町松ヶ島66	☎ 42-2119	深谷・大和・長島

問 介護予防支援室(☎ 24-5104 FAX 27-3273)